
プロジェクト	収益認識
項目	第 100 回收益認識専門委員会及び第 415 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 100 回收益認識専門委員会（2019 年 8 月 23 日開催）及び第 415 回企業会計基準委員会（2019 年 8 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

注記事項の検討－重要な会計方針の注記との関係の整理

（事務局による分析及び提案について聞かれた意見）

第 100 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

2. 今回の事務局の提案に賛成する。重要な会計方針として注記すべき事項を明確にした方が混乱は避けられると考えられるとともに、当該論点に係る議論の結果を受けて、例えば、個別財務諸表における注記の取扱いの議論の参考になるものと考えられる。
3. 今回の事務局の提案に基本的に賛成する。ただし、事務局の分析において、収益認識会計基準等における重要な会計方針として注記すべき事項を定める場合の方法として、考えられる項目を列挙したうえで、企業がその中から選択するとの方法について、企業の判断の余地が大きくなり、従来事務局提案とほとんど変わらなくなる可能性があるとしている点については、何も示された項目がない中で企業が選択する場合に比べて、当該方法は企業にとって参考になる面もあると考えられる。
4. 基本的には企業が判断すべきものであると考えられるものの、収益は損益計算書のトップラインであり、会計基準により注記項目が定められた場合であれば、企業間の比較可能性が担保されることが考えられるため、今回の事務局の提案に賛成する。今回の事務局提案における 2 つの項目は、多くの企業において記載される項目になると考えられるため違和感はない。例えば、変動対価の算定のようなその他のステップに関する記載などについても、個々の企業が状況を判断して記載することで対応できると考えられる。
5. 企業の判断による従来事務局提案に賛成であったものの、今回の事務局提案の場合であっても、企業の判断を否定することにはならないため、十分に受入可能な提案であると考えられる。一方で、重要な会計方針の注記の記載を企業が判断

し、それぞれの企業によって重要な会計方針の記載内容が異なることで、企業の経営判断を理解することができると考えられる。また、今回の事務局提案の2つの項目が、今後の新たなビジネスに対して、十分に機能するかという点から注視していく必要があると考えられる。

6. 今回の事務局の提案については、早期適用時の注記事項の要求事項との整合性の観点からも賛成する。早期適用時の注記事項を定めた際、重要性等における代替的な取扱いの定めにより、履行義務の充足時点と収益の認識時点が異なる可能性があることから、「(収益を認識する通常の時点)」の記載を追加しているため、結論の背景等で補足することが考えられる。

第 415 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

7. 企業の主要な事業における主な履行義務の内容と、企業が当該履行義務を充足する通常の時点の2つの項目を重要な会計方針として記載するとする事務局提案について、重要な会計方針の注記を定めることを強制することにより、様々な制約が生じると考えられるので、結論にいたるまでの過程を結論の背景に記載するとともに、コメント募集などで様々な意見を確認した方が良いのではないかと考えられる。
8. 事務局提案に賛成する。重要な会計方針の注記について、何も言及しない場合、記載する事項を判断できないといったことや、会計基準の文言をそのまま記載するといったことが発生することも考えられるため、収益認識会計基準を理解して開示を作成する上では、今回の事務局提案は非常に理解しやすいものになっていると考えられる。
9. 事務局提案に賛成する。また当該重要な会計方針の注記事項については、個別財務諸表の注記においても記載されることを期待する。
10. 基本的には事務局提案の内容に賛成する。一方で、当該2つの項目のみを提示することによって、当該項目のみが注記事項として記載される懸念があるため、事務局提案にあるとおり、当該2つの項目は少なくとも記載すべき最小限の情報である旨を、会計基準の文言として入れる必要があると考えられる。

(対応案)

文案において対応している。また、本資料第7項については、コメントの募集及び公開草案の概要において質問項目として取り上げている。

注記事項の検討－契約コストに関する注記の定め

(事務局による分析及び提案について聞かれた意見)

第 100 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

11. 契約コストについて会計処理のみ認められており、当該会計処理を適用した際の注記事項が特段記載されないこととなるため、結論の背景等において、当該会計処理を適用する場合は注記を記載する、あるいは重要なものであれば注記を記載することが考えられるといった内容を記載しても良いのではないかと考えられる。
12. 個別財務諸表における契約コストの会計処理については元々選択適用であり、当該会計処理に係る記載は結論の背景のみに記載されていることに鑑みると、会計基準本文に記載することは難しいと考えられる。その上で、事務局提案の理由部分について、結論の背景に含めることで、実務の運用がよりスムーズになると考えられる。
13. 契約コストや代替的な取扱いで、重要性があり、非常に影響が大きいものについては、企業会計基準第24号に照らして重要な会計方針に該当すると判断された時は、重要な会計方針として注記されるものと考えられるといった、これまでの議論の過程が分かるような形で結論の背景に含めた方が良いと考えられる。

第 415 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 事務局提案の内容を理解の上で同意するものの、一方で、契約コストに関する注記について、特段の定めを設けないこととした経緯を結論の背景等に記載した方が良いのではないかと考えられる。

(対応案)

文案において対応している。

注記事項の検討－四半期財務諸表における注記事項

(事務局による分析及び提案について聞かれた意見)

第 100 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

15. 一律に収益の分解を開示項目として強制することはいかがなものかと考えられる。作成者としては、総論として、四半期は基本的に開示不要としていただきたいというのが大前提であり、同様の意見の方が圧倒的に強いのではないかと考えられる。事務局の分析において、収益の分解情報はすでに開示しているセグメント情報と開

連性が高いことから追加的な作成コストは限定的である可能性があると考えられている点について、作成者としては追加的なコストを要すると認識しており、事務局が現在の提案を行うのであれば、その分析における根拠を示す必要があると考えられるため、もう一度検討が必要なのではないかと考えられる。

16. 利用者としては、四半期財務諸表における収益の分解情報のニーズは非常に高いと考えられる。長期保有を前提とした投資家であっても、長期の経営ストーリーから逸脱していないかという視点で四半期財務諸表を追跡しており、四半期の財務情報が開示されることによって質の高い対話に繋がるものと考えられる。また、四半期財務諸表の情報によって、季節性等のビジネスサイクルが確認でき、オペレーションに係る質の高い対話にも繋がり得ると考えられる。
17. 四半期財務諸表において、長期保有を前提とした投資家が、どのような情報を必要としており、質の高い対話、建設的な対話をどのように考えているのか、という点については様々であると考えられ、収益の分解を開示することが有用な情報の提供となるかどうかについては疑問があり、本件の取扱いについては慎重に考える必要があると考えられる。
18. 短期の鞘取りではなく中長期の保有を前提としている利用者にとって、企業の中長期の業績を適切に予測するために、四半期財務諸表により、途中経過を適切に把握することが重要であると考えられる。
19. 事務局の提案のように、四半期財務諸表において収益の分解の開示を要求する場合、その情報の粒度は期末財務諸表と同等のものとする必要があるのか、企業の判断によるのかという点について確認したい。仮に企業の判断ということであれば、情報の粒度の点で期末と四半期で異なる粒度の分解情報が開示されることになることも考えられるため、四半期財務諸表において開示を要求することの有効性について疑問は残ると考えられる。
20. セグメント情報については、企業の経営管理上の事業セグメントを使用している点是不会変わらないと考えられるが、収益の分解情報については、必ずしもこれまでに決まった管理・把握体制がないことを踏まえると、集計作業や内部取引の消去等において、追加的なコストは低くないものと考えられる。
21. 四半期財務諸表における注記の検討においては、適用初年度の比較情報の有無について触れられておらず、現在事務局が提案している文案では当該論点について掘ることができないと考えられるため、検討が必要であると考えられる。

第 415 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

22. 現在、我が国においては、第 1 四半期及び第 3 四半期における本表のキャッシュ・フロー計算書すら省略可能な状態であり、適時性に主眼が置かれていることを踏まえると、収益の分解情報を毎四半期作成することの必要性に非常に疑義が生じるため、作成コストの問題だけではなく、第 1 四半期及び第 3 四半期の財務諸表の性質そのものを踏まえて、当該注記のあるべき姿について議論を深める必要があると考えられる。現段階では第 1 四半期及び第 3 四半期の財務諸表においては、当該開示は不要であると考えられる。
23. 収益の分解情報は、損益計算書のトップラインに係る開示項目であるが、同様のトップラインに係る開示であるセグメント情報において地域別の情報等が除外された経緯等も踏まえて、当該開示項目の要否について検討していく必要があるのではないかと考えられる。
24. 四半期財務諸表の位置づけがヨーロッパと我が国との間で異なることを踏まえると、開示項目の中身や頻度等は、ヨーロッパと我が国との間で異なって然るべきとも考えられる。適時性の観点からも、我が国の場合、四半期財務諸表は 45 日以内にレビューを完了して開示しなければならず、タイムスケジュール的になかなか難しいということを踏まえ、事務局提案の内容を再考した方が良いのではないかと考えられる。
25. 利用者としては、四半期財務諸表が簡素化されていく流れの中で、収益の分解情報の有用性は間違いなく高いものであり、作成者に多少のコストをお願いしてでも注記してもらいたいというニーズは強いものであると考えられる。

(対応案)

対応を検討中である。

適用時期及び経過措置**(事務局による分析及び提案について聞かれた意見)****第 100 回收益認識専門委員会で聞かれた意見**

26. 適用時期及び経過措置に係る事務局提案について、少しパターンが多すぎて混乱するのではないかと懸念がある。2018 年会計基準を早期適用している企業が、2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、2018 年会計基準第 77 項を、20XX 年改正会計基準第 77 項に読み替えることが出来るとする部

分があることによって、非常に煩雑な印象を受けるため、この部分を入れるニーズが本当にあるのかどうか、検討した方が良いのではないかと考えられる。

27. 契約資産の取扱いにおいて、取扱いの変更による影響は軽微であるとしている点について、会計处理的にはそのとおりだと考えられるものの、一方で、工事未収入金が増加開示の対象になると解されているようなところもあるため、どのような形で経過措置を行う必要があるのかという点については検討を行う必要があると考えられる。
28. IFRS の経過措置の便法を適用した場合に、IFRS では開示が求められるところを日本基準では求めないとする点について、趣旨自体は賛同するが、その旨を結論の背景なりに、IFRS との相違点という形で書いておく必要があるのではないかと考えられる。

(対応案)

文案において対応している。なお、本資料第 27 項のご意見については、別途、検討中である。

第 415 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

29. 適用時期について、これまで議論してきた各開示要求事項の中で、強制適用までの間に準備が難しいものもあるのではないかと想定されるが、これまでの審議において、そのような議論はなされているのか確認したい。

(対応案)

これまでの収益認識専門委員会や企業会計基準委員会では具体的な意見は寄せられていないが、適用日までの対応について困難が想定される場合についての質問を審議事項(4)-2 の「コメントの募集及び公開草案の概要」に含めている。

収益認識会計基準等の文案の修正

30. 「顧客との契約から生じる収益」と「顧客との契約から生じた債権」という表現について、「生じる」と「生じた」というように、使い分けている理由を確認したい。

(対応案)

文案において対応している。

なお、上記のご意見については、IFRS 第 15 号の和訳を示している赤本において、多く使用されている用語で統一を図ったものである。収益はフローの概念であり、会計基準で収益を取り扱う場合に、過去に生じている収益と将来において生じる収益の両方を指す可能性があること、債権は、ストックの概念であり、会計基準で取り扱う場合には、過去に生じた債権を指すことが多いと考えられることから、収益には「生じる」を、債権には「生じた」を使用することに問題はないと考えている。

31. 残存履行義務に配分した取引価格に係る会計基準文案について、IFRS 第 15 号や Topic 606 における実務上の便法の内容を当該会計基準文案にも盛り込んでいるが、各項間の繋がりが少し理解し難いため、検討が必要であると考えられる。

(対応案)

文案において対応している。

32. 収益認識会計基準において、IFRS 第 15 号の内容を踏襲したものと、独自に追加・再編したものが混在することについて、2018 年会計基準を公表した際は、公表にあたっての別紙において、基準の対応関係を示す表を設けているが、20XX 年改正会計基準を公表する際においても、公表にあたって等において何らかの説明を設ける予定でいるのか確認したい。

(対応案)

「コメントの募集及び公開草案の概要」に含める予定であるが、今回は未了である。

33. 個別財務諸表の取扱いや、計算書類のみを提出する会社法上の大会社に対する取扱い等の適用範囲については、ASBJ の所管範囲外の部分があるかもしれないものの、しっかりと議論を行う必要があると考えられる。

(対応案)

個別財務諸表の取扱いについては、審議事項(4)-4 において検討している。

以上